

群労発基 0106 第3号
令和7年1月24日

一般社団法人

日本労働安全衛生コンサルタント会

群馬支部長 殿

群馬労働局長



令和6年度群馬県最低賃金改正の周知広報について（依頼）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県特定（産業別）最低賃金（4業種）の周知広報のため、令和6年11月28日付で広報誌等への掲載依頼をさせていただいたところですが、今般、最低賃金の広報用ポスター等を作成しましたので、お手数ではございますが、ポスターの掲示等最低賃金額の周知広報に一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、賃金引上げの環境整備のために講じている各種支援施策の御案内のために、リーフレットを同封いたしますので、利活用促進に関する周知につきましても御協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

なお、各種支援策のリーフレットにつきましては、以下のQRコードからも取得可能でございます。

ぜひ、御活用くださいますようお願い申し上げます。

○ 各種支援策のご案内
(リーフレット) はこちら





群馬県の最低賃金一覧

必ずチェック！ 最低賃金！ 厚生労働省 群馬労働局

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)

時間額 発効日

985円 令和6年10月4日

群馬県内の事業場に使用される労働者及びこれらの労働者を使用する使用者のすべてに適用されます。

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

時間額 発効日

1,067円 令和6年12月28日

【適用範囲】製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業（銑鉄鑄物製造業（鋑鉄管、可鍛鉄を除く）及び可鍛鉄製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

時間額 発効日

1,056円 令和6年12月28日

【適用範囲】ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 発効日

1,056円 令和6年12月28日

【適用範囲】電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 発効日

1,056円 令和6年12月28日

【適用範囲】建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）

※ 対象産業の表記は、日本標準産業分類（令和6年4月施行）によります。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

1 適用

- (1) 最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
- (2) 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最低賃金額の高いものが適用されます。
- (3) 派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。

2 除外される賃金

最低賃金の対象となる賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- (4) 精勤手当、通勤手当及び家族手当

3 次に該当する者については、特定最低賃金の適用から除外され、「群馬県最低賃金」が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は貯いの業務に主として従事する者
- (4) 下記に掲げる業務に主として従事する者

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、
その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

- イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、
はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務
- ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務
- ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

- イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、
はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務
- ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

- イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、
はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務
- ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務
- ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4 最低賃金との比較方法

最低賃金額以上かどうか確認する方法については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/newpage_43899.html



お問い合わせ

群馬労働局労働基準部賃金室（電話 027-896-4737）又は県内各労働基準監督署

群馬労働局 URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>



最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

＜業務改善助成金＞

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



対象となる事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ
→ 計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働
者がいる）事業場ごとに申請いただきます。



助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※（ ）内は生産性要件を満たした事業場

助成対象経費の例

機器・設備の導入	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性がございます。（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）

助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円（60万円）	45万円（80万円）	60万円（110万円）	90万円（170万円）
2～3人	50万円（90万円）	70万円（110万円）	90万円（160万円）	150万円（240万円）
4～6人	70万円（100万円）	100万円（140万円）	150万円（190万円）	270万円（290万円）
7人以上	100万円（120万円）	150万円（160万円）	230万円	450万円
10人以上※	120万円（130万円）	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限区分は特例事業者（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）のみ対象。

※（ ）内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- 地域別最低賃金が935円
- 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP
→事業場内最低賃金が940円なので助成率は4/5
- 労働者7人の最低賃金引上げを実施
→60円コース・7人以上の区分で
助成上限額は230万円



（設備投資費用が300万円の場合…）

$$300\text{万円} \times 4/5 = 240\text{万円}$$

→助成上限額230万円を超えていたため、**230万円支給**

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合先 業務改善助成金センター：0120-366-440

